

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

これまでの審議事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）（以下「実務指針」という。）について、ASBJに移管すべく審議を行っている。
2. 実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する事項については、他の実務指針に先行して開発し、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表した。なお、回収可能性適用指針については、早期適用した企業における早期適用した事業年度の翌年度に係る四半期財務諸表に対応する比較情報の取扱いについて、公表時に当委員会が意図していたことを確認するための改正を平成 28 年 3 月 24 日に行った。
3. また、税効果会計に適用する税率に関する事項については、平成28年3月14日に企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表した。
4. 監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針¹の移管のうち開示について、以下のとおり検討を進めている（予定を含む）。

開示に関する論点	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 評価性引当額の内訳	第 329 回 (2016 年 2 月 10 日)	第 30 回 (2016 年 2 月 4 日)
(2) 繰越欠損金に係る情報	第 330 回 (2016 年 2 月 24 日)	第 31 回 (2016 年 2 月 22 日)
(3) 企業の分類に関する開示	第 332 回 (2016 年 3 月 23 日)	第 32 回 (2016 年 3 月 7 日)
(4) 合理的な説明に関連する開示	同 上	同 上

¹ 今後の検討対象とされる 5 本の実務指針とは、以下である。

- ・会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」
- ・監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」

審議事項(4)-1
DT 2016-1

開示に関する論点	企業会計基準委員会	専門委員会
(5) 公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されている注記事項	第 335 回（本日） （2016 年 4 月 21 日）	第 33 回 （2016 年 4 月 15 日）
(6) 公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されていない注記事項	同 上	同 上

本日の審議事項

5. 第 33 回専門委員会では、開示に関する論点として、公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されている注記事項（審議事項(4)-2）、及び、公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されていない注記事項及び国際的な会計基準において要求されているがコメントが寄せられてこなかった項目（審議事項(4)-3）について審議を行った²。

6. 本日は、前項に記載した開示に関する論点のうち、専門委員会で意見が分かれた以下の色塗りを付した論点を中心に審議を行う。
 - (1) 公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されている注記事項（審議事項(4)-2）
 - ① 税率に関する開示
 - ア 純損失の場合における税率差異の調整表
 - イ 法定実効税率の計算基礎に関する情報
 - ② 繰延税金資産の表示（非流動区分表示への変更）

 - (2) 公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されていない注記事項（審議事項(4)-3）
 - ① セグメント等に細分化した開示
 - ② 経常利益と一時差異等加減算前課税所得の重要な調整項目の開示
 - ③ 繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する定性的な情報の開示
 - ④ 見積りの変更に関する開示

 - (3) 国際的な会計基準における注記事項として求められている項目のうちコメントが寄せられなかった項目（審議事項(4)-3）

以 上

² なお、第 33 回専門委員会では、第 30 回専門委員会及び第 329 回企業会計基準委員会において、早急に対応すべきものとして検討を進める論点のうち、連結納税と企業結合における税効果会計の整合性についても審議を行った。